

首里城と民俗文化

赤嶺政信

一 「首里城と民俗文化」

(1) 民俗文化とは

庶民の生活文化（年中行事、人生儀礼、衣食住、信仰など）

(2) 首里城＝国家体制の象徴

↓↓

- 民俗文化を国家体制とのかかわりから見るという視点

二 国家の政策による民俗文化の成立

(1) 祖先祭祀をめぐる（赤嶺 2020a）

① 「祖先崇拝に篤いシマ 沖縄」

清明祭、お盆、墓前での飲食

② 儒教イデオロギーに基づく社会秩序の構築

◆ 向象賢（羽地朝秀）の登場

* 摂政期（1666～1673）

* 古琉球的価値観の否定と儒教イデオロギーの導入

◆ 久米村に孔子廟を創建（1673）

◆ 『御教条』の布達（1732、蔡温の発案）

→ 「人間の道で最も大事なものは孝行である。」

↓↓

「孝行」の強調は、祖先祭祀の奨励と連動

③ 位牌の普及

◆ 『八重山島諸記帳』 雍正 5 年 (1727)

「当島、近代迄百姓等父母之位牌を豎跡弔ひ、並正七月二八月之祭礼不相知処、宮良肝煎を以大地中並離々迄下知いたし、位牌豎右祭礼させ孝行之道を勲功に教導候故、末々迄無懈怠相勤来候也」(野田 1940)

◆ 『球陽』 卷 16 尚穆王 30 年 (1781)

「与名城郡伊計村は、原来、忌辰・節祭並に举行せず。上届丑年、平安座村前名嘉村親雲上、南風掟に任ずるの時、両総地頭、其れをして伊計村下知役たらしむ。名嘉村、屢々其の村に往きて以て教示を加ふ。又時に男女を喚集し、囑して曰く、子孫たる者、父祖の忌辰併びに節祭の礼を知らずんば、是れ人間の本心を滅し、誠に然るべからざるなりと。(略) 百姓漸次感発し、是の歳七月、始めて盆祭を行ひ(略) [七月りー(礼)]。名嘉村、己の資を折費し掛物神主七十一軸を設造して、各人に分与す。此れより正・七月併びに忌辰・佳節に逢う毎に、即ち祭祀を行ふ(略)」(球陽研究会編 1974 : 392)

◆ 「与世山親方宮古島規模帳」(1768)

「百姓等之儀、年忌吊折目之祭祀等者取行申由候得共、惣而位牌之備無之、孝行大形ニ相見得不宜候間(略)」(平良市史編さん委員会編 1981 : 624)

④ 「墓」の成立

◆ 墓参りの慣習がない久高島

「島人は葬式または洗骨の時を除いては、一切この地域内に這入らない。這入った場合には、禊祓をした上で、三日間野宿をしてからでないと、家には這入らない。」(伊波 1974a : 26)

◆ 宮古の水納島(「白川氏家譜」による 1766 の出来事)

「(略) 右村之儀往古ヨリ墓所無之、虚説ニ惑墓仕立候儀相嫌、人葬之ハ狭ク正地モ無構方々へ埋、節々祭礼ヲモ然々不仕(略)」(平良市史編さん委員会編 1981 : 190)

↓

家譜の記事内容 :

- ・ 白川氏の人々が「模合墓」を造って方々の人骨をそこに収めさせ「節々祭祀」も丁寧に行うよう指導することによって「風俗」を改良し
- ・ 人骨を模合墓にまとめた結果、耕地の拡張が可能となり

・これらの功績によって王府より褒美をもらった。

◆ 渡名喜島 (1756)

「(略) 且彼島之儀、往古より墓所無之、葬送之時ハ洞ニ葬来候処、南風原初て墓作立候付、所中江も致関心、漸く墓相仕立 (略)」(上江洲 1983 : 63)

↓

地頭代の南風原親雲上が、いくつもの功勞を根拠にして王府に位階を要請する内容。

↓

水納島の事例と同様に、墓の整備が王府による表彰の対象になるという考え。

◆ 『球陽』尚貞王 28 年 (1696)

「(略) 王、仁慈を發して屍民に恩沢し、竟に首里・泊・久米村・那覇・諸郡邑等の処をして人の屍骨の山野に投棄し日に晒し雨に湿る者を將て皆之れを地中に収埋せしむ (略)」(球陽研究会 1974 : 232)

(2) 婚姻習俗をめぐる (赤嶺 2020b)

① 「婚礼」の軽視 (庶民)

◆ 伊波普猷が、国頭村字奥に講演に行ったとき (昭和 5 年) に区長から聞いた話

「許嫁同志[婚約をした男女]が二人で男の家の畑にいて、男が掘った芋を女がバケに入れて頭に載せ、二人で男の家にはいって行くと、父母兄弟がいよいよニービチだということを知って、大喜びで、早速これを親戚中に通知する。すると親戚の者は酒肴を持寄って、俄にお祝いが始まる。」(伊波 1974b)

◆ 山村や離島の婚姻儀礼についての源武雄の指摘

「若者が酒をたずさえて友人もしくは自分の親といっしょに、娘の親を訪ねて結婚を申込み、その場で承諾を求めて持参の酒で娘の親と親子盃をやる。この親子盃がすむと両者の婚姻が成立したことになり、その夜から若者は夫として娘の寝所へ通うことを許されるのである。このような妻問い生活を長らくつづけ、子供が 2、3 人出来てから夫の家に入家する。それがユミ (嫁) ソーイ (連れてくる) の儀礼であるが、その時改まった披露宴などやらなかった。」(源 1974)

◆ 伊良部島佐良浜の大正生まれの話者の話 (1995 年に聞き取り)

「男女交際は自由だった。結婚の相談をトゥズウガン (「妻を拝む」) といい、一升ビン一本、タンナファクルー膳を持参して本人と両親がトゥズを貰いに行く。トゥ

ズウガンの時に持参する酒をアライディ酒といい、アライディ酒を先方が飲めば承諾したしるしで、拒否されれば、持参品は持ち帰った。トゥズウガンが済むと男は女の家に通うようになる。結婚式のことをササギユーイ（結婚祝い）といったが、ササギユーイをしない人の方が多かった。」

② 婚礼の重視（王府）

◆『御教条』（1732）

「元服・婚礼は、上下にいたるまで、それぞれの分限に応じて重厚におこなうべきである。ことに婚礼は、夫婦の縁組みであり、人間にとって肝要な儀式である。この儀式を疎略におこなえば、女性の節義が軽々しくなり、はなはだよろしくない。女性の節義が正しく保たれる時こそ、親子の道もまた正しくおこなわれるのである。この点は、昔から聖人がとくと説くところである。いかに低い身分の者でも、女性としての節義の慎みをおこたらないことが重要である。」（高良 1982：20）

↓

婚礼の儀式を疎略すれば女性の節義（貞操）が軽々しくなるという理屈で、婚礼の重要性を強調。

◆『与世山親方八重山島規模帳』（1768）

「百姓らでも縁組みは重要な礼節であるが、縁組みの約束がすめば内々にかかわり、子どもを一、二人出産して、婚姻の礼式を行なう者もいるという。これは風俗の乱れ、節義の妨げとなり良くないので、財力に応じていかにも重厚に行なうこと。」（石垣市総務部市史編集室編 1992：61）

◆ 宮古の池間島（1748年、向裔氏家譜資料 2世下地親雲上朝宣）

「(略) 且村中往古より文[盆]之祭不致、且婚礼之佐法無之、蜜[密カ]ニ相通候而終夫婦相成、且村中之者相果候砌、□□（親類カ）縁者ニ而茂見舞相妨風俗□□（之乱カ）、加教訓文之祭相始、婚姻葬礼ヲ引改風俗能相成（略）」（玉木 1996：54）

（3）女性神官組織（ノロ制度）の制度化

三 国家による民俗の規制

（1）地方祭祀の規制

○『与世山親方規模帳』（1768）にみえる祭祀規制（玉木 1996）

- ◆ 伊良部島乗瀬御嶽、毎年十二月廿日仮屋杯相調、みき酒香花供物等相備、歳比之
女式拾人程白衣裳着ニ而三日相籠致神祭候旧俗有之、過分之造佐ニ而候由、不宜
候間向後可召留事。(カンムリ)
- ◆ 狩俣村之儀、五拾歳以上之女白衣裳ニ而神之真似いたし、十一月者神出十二月者
神送として毎年二度完昼夜三日山奥ニ隠居、夜更候時分人目を忍大城本西之家本
兩所江寄合躍候旧例有之由、不宜候間向後可召留事。(ウヤガン)
- ◆ 平久保・浮海・川平・崎枝四ヶ村之儀、節遊之時まゆ与申候而、兩度異様成支度
ニ而村中罷通、其家中之吉例申立候ニ付家主より皮餅神酒等相進候由、不宜風俗
候間向後可召留事。(マユンガナシ)
- ◆ 古見・小浜・高那三ヶ村之儀、ほふり祭之時あかまた黒また与て、兩人異様之支
度ニ而神之真似杯いたし不宜風俗有之由候間、向後可召留事。(赤マタ・黒マタ)
- ◆ 八月十五日夜ハ、男女縁取次第組合ニ而みき肴盛合等相調、磯辺江罷出相慰候所
も有之由、男女混雜風俗之乱無益之造作ニ而候間向後可召留事。
↓↓
- ◆ 王府の祭祀規制の方針（安良城 1980）
 - 1) 祭祀にタブーが伴うために農耕の妨げになる。
 - 2) 年間の「神遊び」が多く、またその期間が長すぎるため農耕の妨げになる。
 - 3) 祭の費用が掛かりすぎる。（「過分之造佐」）
 - 4) 風紀上の問題。（「男女混雜風俗之乱」）

(2) 「時よた科定」(1728)

- 一 時・よた之儀、従往古有来、公儀江時頭、御内原方江よた御立置候処、左候而諸
御祭之時、日撰時頭江被仰付、且又普天間参詣之節御先より参、又柴差之時岳上り
杯之御用相立申候、然処此比者時・よた多罷成、世上悉ク時よた数寄ニ相成、殊更
田舎ニ而者、段々申誑、牛馬ふた鳥を為殺、以之外造佐ケ間敷事而已仕故、百姓及
困窮候、然者其差引可仕候得共、公儀江御立置有之候而者差引も不罷成儀候付、公
儀を初御引被成、世上も時・よた召遣候儀、一向可被召留事。乍此上違背之者於有
之ハ、左之通屹罪科可申付事。
- 一 時よた仕候者、科米壺石八斗先。
- 一 時よた用候者、系持之方ハ科松三千本、百姓は科米壺石八斗先。

- 一 双方与中、系持之方ハ科松千本、百姓は科米六斗先。
- 一 所之噺役人ハ科耆斗式升先完。

四 文化モデルとしての中央の習俗

(1) 「御國元之御風俗」

◆『八重山島諸記帳』(1727)の「功有人」(宮良親雲上)

「諸人公界向並彼此之禮格、御國元之御風俗に似寄り申様にと、宮良一代心之及相勤候故、今に相應に相成来候也」

↓

「彼此之禮格」とは、同史料に「先祖之祭禮」として「正七月之祭同十五日之墓参二八月之紙焼三十三年忌迄数々の弔仕候禮格御法之通にて候也」とあるから、祖先祭祀に関わる格式(きまり)のこと。

(2) 祖先祭祀としての盆の普及(赤嶺 2010)

◆「正七月二八月之祭礼」

◆『琉球国由来記』(1713)の伊江島の年中祭祀の項の「施餓鬼」

「七月十二日、島ノ前高森ニ、施餓鬼仕ル。様子ハ、島中ノ者、昔煩ケ間敷有之、萬歴四十二年甲寅[1614年]、頭々老人相談ヲ以、煩敷病苦ヲ為除トテ、仕初メテ、今相伝。島中入目ニテ、照大寺住持相頼、毎年施餓鬼仕申也」

↓

伊江島の「盆」は親しい祖先の霊を迎えて祀るものではなく、「盆」は文字通り施餓鬼行事として施行されたのがはじまり。

(3) 士族階層における門中の成立と地方への伝播

◆「系図座」の設置(1689)による士族門中の成立
身分制としての門中制

↓

系持=士族、無系=百姓

<参考文献>

赤嶺政信

2010「古琉球の盆行事をめぐって」『沖縄県史各論編第3巻古琉球』沖縄県教育委員会

2020a「婚姻」沖縄県教育庁文化財課史料編集班編『沖縄県史各論編第9巻民俗』沖縄県教育委員会

2020b「祖先祭祀をめぐって」沖縄県教育庁文化財課史料編集班編『沖縄県史各論編第9巻民俗』沖縄県教育委員会

安良城盛昭

1980『新・沖縄史論』沖縄タイムス社

糸数兼治

1990「蔡温の思想とその時代」『新琉球史—近世編（下）—』琉球新報社

伊波普猷

1974a「南島古代の葬制」『をなり神の島1』平凡社

1974b「ヤガマヤとモーアシビ」『をなり神の島1』平凡社

上江洲均

1983「渡名喜島の三十三年忌祭」『沖縄民俗研究』4

球陽研究会編

1974『球陽—読み下し編—』角川書店

平良市史編さん委員会編

1981『平良市史第3巻資料編1』平良市役所

玉木順彦

1996『近世先島の生活習俗』ひるぎ社

高良倉吉

1982『御教条の世界—古典で考える沖縄歴史—』ひるぎ社

野田裕康編

1940『南島第一聲』台北・南島発行所

源武雄

1974「婚姻」『沖縄県史第22巻各論編10民俗1』沖縄県